

## 災害時における施設の使用に関する覚書

### (目的)

第1条 この覚書は、災害発生時において、守口市（以下「甲」という。）の地域住民が避難を要する必要が生じたときに、大阪市旭区（以下「乙」という。）に所在する大阪市立太子橋小学校 大阪市旭区太子橋1丁目12番15号（以下「太子橋小学校」という。）が避難所として開設された場合において、一時的に避難場所として使用するにあたり、基本的な事項を定めることを目的とする。

### (一時的に避難場所として使用できる施設の周知)

第2条 甲及び乙は、太子橋小学校を一時的に避難場所として使用することを双方の地域住民に周知するため、必要な措置を講ずるものとする。

### (使用期間)

第3条 甲の地域住民が、太子橋小学校を使用できる期間は、甲の指定する施設等に移動することが安全であると確認ができるまでとする。

### (事故等の責任)

第4条 太子橋小学校において、甲の地域住民が施設を損傷したときは、区長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき理由がある場合は、この限りでない。

### (費用負担)

第5条 甲の住民に係る特別の費用については、原則、甲の負担とする。

### (必要な情報の提供)

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

- (1) 太子橋小学校に係る工事等で、一時的に使用ができなくなる場合
- (2) 太子橋小学校を一時避難場所として使用させることができなくなった場合

### (使用の取消し)

第7条 乙の判断により施設管理上に支障があった場合は、使用を取り消すことができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲の生じた損失を補償しない。

### (覚書の期間)

第8条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれからもこの覚書の改正又は廃止の申し出がない場合、自動的に継続するものとする。

### (協議)

第9条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙が協議して定める。

附則 この覚書は締結の日から効力を生じる。



甲及び乙は、この覚書を証するため、本覚書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年3月28日

甲 守口市京阪本通2丁目2番5号  
守口市長 西端 勝樹



乙 大阪市旭区大宮1丁目1番17号  
大阪市旭区長 小川 明彦

